

令和3年10月13日

自由民主党 高市政務調査会長
山際経済再生担当大臣 宛

街の酒屋さんを守る国会議員連盟
会長 田中 和徳



全国小売酒販政治連盟
会長 吉田 精孝



酒類提供自粛に対する支援及び 酒類・飲食業界の再起支援策の実施についての要望書

政府は昨年来、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けた酒類事業者（製造・卸・小売）に対しては、地方創生臨時交付金を活用した積極的な支援要請を都道府県に対して行うなど、酒類事業者の苦境を鑑みた施策を実施していただいております。

酒類事業者とりわけ業務用酒販店は、新型コロナウイルス感染症の早期収束のため、取引先飲食店と共に感染拡大防止策に積極的に協力してまいりました。

またその飲食店も同様に、休業中でも支払いが生じる人件費や家賃の支出、休業や時短営業に対する行政からの支援金の入金遅れなど、経営持続への大きな不安を抱えながらも、その多くは要請に従い感染拡大防止に努めてまいりました。

9月末をもって緊急事態措置等が全都道府県で解除され、緊急事態措置区域から除外された都道府県においては1か月を目途に飲食店の時短要請を実施し、段階的に緩和していくこととされました。しかし酒類提供の長期自粛は、酒類事業者の経営にも大きなダメージを与えており、宣言等解除後も完全な経営回復には至らず、感染のリバウンドへの不安も拭いきれないことから、今なお苦しい状況が続いています。

そのような中で、一部自治体で今般実施されることになった飲食店における技術実証実験は、ウィズコロナの在り方を示す一助となるものと期待をしています。

積極的な実証実験の実施と、上記状況を鑑みた新型コロナウイルス感染症の早期収束と酒類・飲食業界の再起支援のため、次の通り要望いたしますので至急の取り計らい方、宜しくお願い致します。

謹白

記

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大により困窮している状況の改善・解消

- (1) これまでの間、自粛に協力してきた酒販店並びに飲食店の経営を持続させるため、自粛に協力してきた期間の協力金の早期給付をお願いいたします。
- (2) 経営基盤の脆弱な中小零細酒販店に対する支援を当分の間、継続していただくとともに、事業者の規模に応じた金額の上乗せ、要件緩和等、柔軟かつ実態に沿った対応の検討をお願いいたします。

2. 日常生活回復に向けた対策の実施

- (1) 第三者認証を受けた飲食店等由来の感染クラスター発生率等の科学的検証を実施することなどにより、早期緩和の実現をお願いいたします。
- (2) 飲食店等における酒類提供の制限緩和に際し、真摯に感染予防に取り組む事業者に対しての十分な財政面の支援と、過度な事務負担がかからないよう配慮をお願いいたします。
- (3) 飲食店並びに飲食店等に酒類を納入する酒販店において、感染防止のため業務上、抗原検査キットを使用する場合の公費助成をお願いいたします。

(緊急) 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令地域においては、酒類提供が実質「一律提供禁止」となり、飲食店、酒類業界の経営に大きなダメージを与えました。飲食店における技術実証実験により「酒類を提供できる条件」が確立され、消費者が安心して飲食できる場をつくるのが景気回復のカギとなります。

また、“飲食”という日常行為を提供する場で、感染対策や検査体制が進むことにより、日常生活の早期回復、感染者数の減少にも繋がるものと考えます。

12道府県において、飲食店における技術実証実験が予定されていますが、現時点で東京都は含まれていません。首都圏の動向や結果が地方に与える影響は大きく、特に東京都における日常生活の回復は、非常に重要なファクターです。酒類業界としても最大限の協力をいたしますので、東京都における飲食店の実証実験の早期実施と、年末年始の会合等を開催するに際し、消費者が安心・安全に飲食を楽しむことができるよう、実証実験による「安心・安全な酒類提供のルール」の確立に向け、特段のご配慮をお願いいたします。

3. 飲食業界の復興支援策の実施

飲食業界の早期再興のため、日常生活が戻った際には、消費者に酒類を提供する飲食店や施設等において酒類を楽しんでいただくための施策を、昨年以上の規模で実施していただくようお願いいたします。

以上